

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F

TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823

東京社保協

検索



新型コロナウイルス感染拡大 ～背景には公衆衛生と医療体制の弱体化

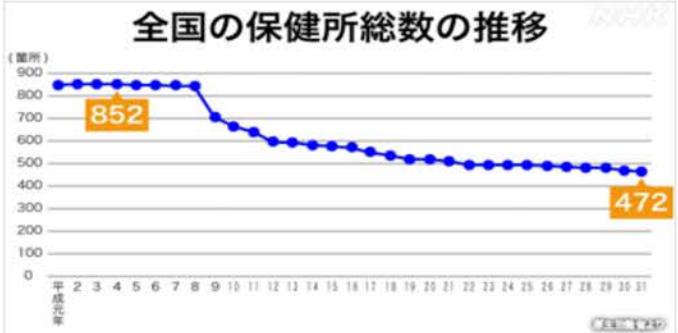
感染症対策を担う保健所が半減

新型コロナウイルスの感染拡大に対する国民の不安が高まっています。国内の感染症はどのような状況でしょうか。はしかの患者は毎年10万人以上も発生し、風疹の患者数も世界ワースト4位（2012年・WHO調査）、毎年のようにインフルエンザが流行して、HIV・エイズ患者も増加傾向にあるなど、「日本は先進国の中で屈指の『感染症大国』」（浜松医科大学・尾島俊之教授）と言われています。

ところが、国の感染症対策の中心として研究、ワクチン開発、流行状況の調査・監視などを行う国立感染症研究所の経常研究の予算が削減されています。感染症が発生・流行した場合、実際の治療・予防の拠点となるのは地域の専門医療機関や保健所ですが、感染症指定医療機関は100施設・3,400床も削減されました。

また、感染症対策を担い、健康危機管理の重要な組織と位置付けられた保健所も、1992年度の852カ所から、10年後の2003年度には576カ所に減り、2019年度は472カ所に減少しました。この30年で半数近くまで減っただけでなく、予算や人員も減らされました。職員総数は約3万4千人から約2万8千人に減り、なかでも医師数は4割以上減っています。

全国の保健所総数の推移



(出所) 厚生労働省健康局資料から作成

背景には1994年に実施された保健所法の改悪があります。このとき、法の名称も「地域保健法」と変わり、都道府県の保健所はそれまでより広域の二次医療圏（医療法で定めた区域）などに合わせ、所管区域を設定することになりました。二次医療圏などに合わせ、広域化することで保健所の統廃合を進めさせるものでした。

保健所法の改悪前、都道府県の保健所は631カ所でしたが、二次医療圏は342カ所で、これにあわせれば半減近い削減となります。政令指定都市・中核市などや特別区の保健所も、厚労省告示で「都道府県の設置する保健所との均衡」を「勘案」するとされました。

保健所は、憲法25条が国に義務づけた「公衆衛生の向上及び増進」を担い、地域における公衆衛生の向上・増進を図るための中心機関です。国が設置・運営費を補助していますが、これを削減するのが法改悪のねらいで、自治体は財政的裏づけもなく保健所業務の一部を肩代わりさせられました。保健所にも新たな業務が追加され、少ない人員で広い地域を担当し、住民密着の業務は困難になっています。ここに、新型コロナウイルス感染対策が直撃しました。政府の専門家会議が指摘したように、「現場の業務負担と疲弊感はすさまじい」状況です。

国は、結核患者の減少を理由に『感染症の時代は終わった』として、国立感染症研究所、衛生研究所、保健所などを縮小してきました。こうした公衆衛生政策の誤りが露呈したと言えます。経済のグローバル化などで新種の病原体との遭遇機会も増えているいま、公衆衛生政策の抜本的な転換が必要です。

病床・病院を減らし、医師数を抑制してきた弊害

政府の専門家会議が4月22日に公表した提言で、

各地域・団体の取り組み

「医療現場のひっ迫が深刻になりつつある地域が増えている」と指摘したように、医療崩壊が目前に迫っている状況です。読売新聞が4月1～3日に実施した調査では、都道府県が確保した病床数は6,800床余りでした。厚労省が3月、都道府県に推計を求めた「最悪の事態」の入院患者数に比べると、いずれも0.6～25.1%にとどまっています。各自治体は病床確保に努めていますが、困難な現実が浮き彫りになりました。

背景には市場原理や経済効率を重視する新自由主義の弊害があります。国の医療費抑制路線のもとで、需要面では患者負担を増やし、供給面では病床削減や病院の統廃合、医師養成数を抑制してきました。

2014年の「医療・介護総合確保法」では、新たな病床削減の仕組みである地域医療構想を導入しました。高齢化のピークとされる2025年の病床数を、本来必要とされる152万床から119万床に、33万床削減していくため、400超の公立・公的病院を名指しして、病床削減や統廃合を迫っています。しかし、感染症病床の9割以上を担っているのが公立・公的病院で、東京都でも都立と公社病院で7割近くを占めています。感染拡大という緊急時だからこそ、名指ししたリストは白紙撤回すべきです。

また、医師の絶対数が不足していることも医療体制の弱体化を招いています。日本の人口1,000人当たり医師数は2.4人で、OECD（経済協力開発機構）の加盟国平均は3.5人です。あと約14万人養成しないと平均値には達しません。G7のなかで日本の人口あたり医師数は最低で、フランスの7割、ドイツの6割の水準に過ぎません。1982年に『将来は医師過剰時代になる』として、医学部の入学定員を抑制する閣議決定が行われ、定員削減が2008年まで続いたことが背景にあります。

感染拡大から国民の命を守り、医療崩壊を止めるため、医療体制の拡充は待ったなしの課題です。

<公益財団法人 日本医療総合研究所

研究委員 寺尾 正之>

新型コロナ無料ホットライン



4月6日、10～18時、東京地評や諸団体、東京社保協が主催して「コロナウィルス感染症無料ホットライン」を開催しました。ツイッターによる事前の相談も含めて50件の相談が寄せられました。

主な内容としては、無収入や大幅な減収となり、補償されるのか、家賃が払えるか不安、突然出勤しなくてもよいと言われた、内定が取り消された、働き続けるにしてもマスク不足など職場での対応が不十分で感染が心配など雇用に関するものや業者からは、売り上げが大幅に減って休業や廃業を考えているが従業員へ給与支給のための助成金を受けたい、営業を続けるための助成金について知りたい、基礎疾患があり、咳が続いている不安等々…切実で深刻な内容が寄せられました。

国保料値上げ中止！立川市

市政史上初！一度決まった国保料値上がり中止

立川市の国保料は多摩地域で一番高く、一般会計からの繰り入れは一番少ないと異常な内容でした。しかし、立川市は新年度の国保料を1人平均2,804円と4年連続の値上げを提案してきました。

健生会と三多摩健康友の会立川支部は、高齢期運動連絡会の構成団体として3月27日に市へ「コロナ感染症拡散させないための短期証の発行」をなどの要望を行い、昨年から4回にわたって、「値上げ反対・子ども医療費の引き下げ」を他団体とも共同

して市へ申し入れを行ってきました。こうした運動と議会での論戦が、立川市政で初めて値上げ可決後の中止という決断を市長にさせたのです。

予算議会では、日本共産党、立憲民主党、緑の党が値上げ中止の修正案を共同提案し、与党からも自民党が「予算編成時と経済・景気動向が変わっている。値上げは市民生活に直結する。慎重な判断が求められる」。公明党も「市の判断ができる値上げは見送るべきではないか」と質問しました。しかし、「値上げ中止」の修正案の共同提案は自民、公明が難色を示し実らず、値上げが可決となりました。

市議会閉会後の3月23日の代表者会議に、4月9日に臨時市議会を開き、①国保料の値上げを見送る②新コロナウィルス関連での国保への傷病手当支給の枠組みを設ける③保育料を登園自粛日数に応じて軽減する。ことを提案する説明があり、事実上値上げは中止されることになりました。

今回の異常な国保料の値上げに対して、高齢期運動連絡会などが共同して値上げ中止を市長に迫ったことや野党共同で予算修正案を提案するという取り組みが、立川市政で初めての「国保料及び賦課限度額を改正前の内容に変更する」という決断を市長にさせることにつながりました。

<立川、相川和義さんより>

渋谷社保協

高齢者の難聴と補聴器に支援を

渋谷社保協では、渋谷区に高齢者の難聴や補聴器購入の公的支援を求める署名に取り組んでいます。取り組みを広げるために「高齢者の難聴と補聴器に求められる公的支援」についての学習会を2月14日に開催しました。

「社会保障」をご購読ください



「資料と解説」が豊富で、激動する情勢や社会保障制度がよくわかる！役に立つ！
学習や運動にぜひご購読を

- 定期購読（年6回）
3000円+税（送料別）
- 1部500円+税（送料別）
- 申込みは東京社保協へ
TEL 03-5395-3165
FAX 03-3946-6823
- *ホームページからも注文できます

学習会で、東京都中途失聴・難聴者協会の新谷友良理事長は、加齢による難聴問題について「加齢による難聴は、日常生活や社会参加に支障をきたす、認知症のリスクも高い」



「難聴に補聴器は有用だが、難聴者の補聴器保有率は欧米に比べ大変低い」と指摘し、その理由として

「値段が高額で、国の費用助成の基準が重度難聴に限定され、大半の人は自己負担での購入になり、買えない人がいる」とこと、購入しても補聴器の選定や調整に必要な「専門家の援助を受ける機会が少なく、補聴器が合わず、使わなくなる」ことが多い実態があると説明し、補聴器使用による聴こえの改善として「補聴器購入の費用助成の拡充や検査、相談、機種選定と調整を支援する公的援助」を挙げました。

都政で高齢者の聴こえ改善に取り組む日本共産党都議団の池川雄一都議会議員からは、都民アンケートで、高齢者から難聴と補聴器で困っている実態がたくさん寄せられていたこと、都議会で共産党が小池都知事から「高齢の難聴は身近な問題、早期の補聴器使用は有効性、調整が大切」という答弁を引き出し、都としてもなんらかの対策が必要になっていること、国会ではこの問題で超党派の議員連盟ができたこと、補聴器費用助成が自治体に広がっている状況などを報告し「渋谷区でも独自助成を実現させることは大変重要です」と話され、国、都、自治体の各レベルでの支援体制の必要性と実現の展望が語られました。

<渋谷社保協ニュースより>

小平社保協

国保証留め置きを止めるように交渉

小平市は、国保税滞納のすべて世帯に、健康保険証を交付しています！

2月28日、厚生労働省は「外来受診時に被保険者資格証明書（国保税滞納世帯に交付する証明書→窓口で全額負担する）を提示された場合は保険証として取扱う」旨を、各都道府県と医療関係団体に通

知しています。また、国会では議員が厚労省に「国保税滞納世帯には短期保険証の交付」を求めています。

小平市は、社保協の運動もあって、国保税滞納世帯に 資格証明書は交付せず、有効期限が6カ月の短期保険証を発行していますが、連絡などで返事のない世帯には窓口に留め置いています。

3月4日、小平社保協は市役所国保年金課に出向き、「すべての国保税滞納世帯への保険証の郵送を含めた交付を」と求めました。

国保課は「納税相談に応じた世帯には、すべての世帯に交付しています」と回答。窓口に留め置いている376世帯へはどうするのか、直ちに送付してほしいとの要請にたいし「ちょうど、年度末でもあり、窓口に留め置いたすべての世帯に郵送しました」

「75歳以上で保険料滞納者数は130人（2019年9月）だが、すべてに保険証を送付している」と回答しました。

<小平社保協ニュースより>

北区社保協

なんでも相談にあたってのコロナ感染予防対策

北区社保協となんでも相談実行委員会は、新型コロナウイルス感染の事態が収束するまで、街頭でのなんでも相談会開催日に以下の注意事項を徹底して、感染予防対策を行うことを確認しました。

<新型コロナウイルス感染予防のための注意事項>

- ・全員マスク着用、アルコール手指消毒の徹底
- ・参加者（職員・組合員・北区社保協メンバー）の体温確認。発熱（37.5度以上）、咳、体調不良者は参加できません。

東京社保協総会

日時 5月28日(土)10時～12時(予定)
会場 東京アート劇場

お知らせ
と
ご了解を

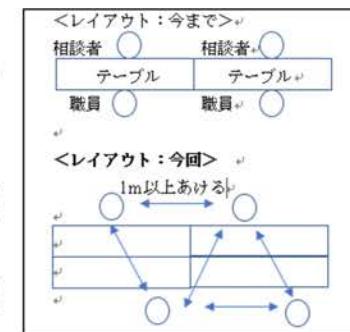
開催を予定しておりましたが、コロナウイルス対策の状況に鑑み、常任幹事内で意見集約した上で、活動総括・方針などを文書確認し、総会の開催とすることにします。文書は、各組織に送付するとともに後日ホームページ上に掲載を致します。
ご意見等は事務局までお寄せください。

- ・相談者についても、熱、咳の有無、体調の状態を確認させていただく。

- ・レイアウトを変更し、相談者とは1m以上間隔をあけて相談を受ける。

- ・お茶などの飲み物の配布は中止。

- ・テーブル、イスはアルコール消毒をその都度おこなう。



<北区社保協より>

外科医師を守る会



3月24日、東京高裁での裁判は、検察側から請求のあったAさんの陳述を却下して結審しました。

手術後のせん妄を巡っての公判は、外科医師側がせん妄について国内第一人者と言える証人が世界的な診断基準から判断して患者はせん妄状態にあったとする証言を行ったのに対して、検察側証人は、その基準を無視して自の説を展開してせん妄状態とは言えないと証言しました。どちらの証言に信用性があるかは明らかになったと思います。

4月7日には、皆さんからお寄せ頂いた署名2,142筆（累計12,848筆）を東京高裁に追加提出致しました。ご協力ありがとうございました。

4月15日に予定されていた判決は、コロナ感染の情勢から裁判所の職権で期日が取り消され、判決日未定となっています。ゆるむことなく引き続き世論を高め、無罪を勝ち取りたいと思います。

「4の日」定例宣伝行動

巣鴨駅前

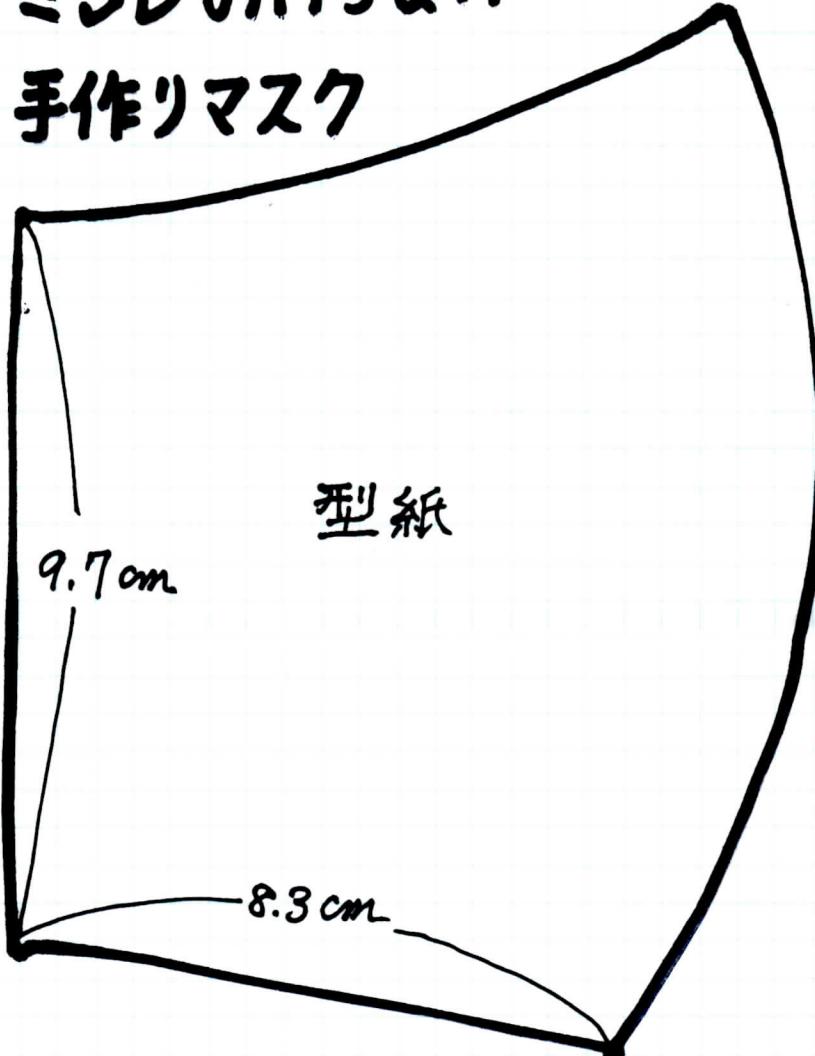
・5月14日(木)11時～13時

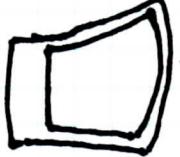
巣鴨地蔵通り商店街入口

・6月14日(日)11時～13時

主催:東京社保協・中央社保協

ミシンのない暮らし 手作りマスク



1.  ゴムヒモを通す穴を作るため広くカット

2. 締めぐる
カゼ or 手ぬぐいを2枚重ね
表面用と内面用 合計4枚カット



3. 中央をぬい合わせる



4. 縫いしろを 合わせて 左右
どちらかに 縫いとじる

5. 内面用も同じようにぬう



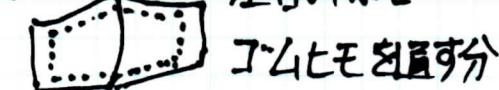
表面用とぬいとじる方向を逆にする

マスクが立ちあづくならないように

6. 表面と内面を中表でにして上下をぬう

7. それを表で反す

8. 左右のはしにゴムヒモを留す



1.4cm
ぬいのこし蓋ぬい

9. 左右のはしにゴムヒモを留す



ゴムヒモをヒモ通しの穴の中にかくす

結び目に余裕をもたせ
長さを調節してください
お好みの端布で

パートナーと 色ちがいのおそ
りでもいいから

個人・家族
向け

新型コロナ対策支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

生活費・家賃	<h3>緊急小口資金(貸付)</h3>  <p>学校休業・個人事業等 20万円以内 その他の場合 10万円以内</p>	<h3>窓口</h3> <p>社会福祉協議会(労働金庫も追加予定)</p> <h3>誰に</h3> <p>新型コロナで収入の減少があり生計維持の必要な人</p> <p>無利子・保証不要・1年据置2年返済</p>	<h3>総合支援資金(貸付)</h3>  <p>二人以上世帯 最大60万円 単身世帯 最大45万円</p>	<h3>窓口</h3> <p>社会福祉協議会(労働金庫も追加予定)</p> <h3>誰に</h3> <p>新型コロナで収入減や失業など生活困窮している世帯</p> <p>無利子・保証不要・1年据置10年返済</p>	<h3>住居確保給付金</h3>  <p>3か月間の家賃相当額(求職中なら最大9か月間)を家主に給付</p>	<h3>窓口</h3> <p>自治体の自立相談支援機関</p> <h3>誰に</h3> <p>離職・廃業から2年以内又は休業等の収入減で離職等と同程度の状況の人</p> <p>利用条件緩和も資産・収入要件あり</p>
休業の支援	<h3>休業手当</h3>  <p>会社の指示による休業の際など 賃金の6割以上を支給(労基法)</p>	<h3>窓口</h3> <p>勤め先</p> <h3>誰に</h3> <p>勤め先から休業を指示された労働者(パート労働を含む)</p> <p>休業手当支払で雇用調整助成金あり</p>	<h3>小学校休業等対応助成金</h3>  <p>有給休暇を使った労働者に払う賃金(日額上限8,330円)を助成</p>	<h3>窓口</h3> <p>学校等休業助成金・支援金受付センター</p> <h3>誰に</h3> <p>臨時休校等の子どもの世話で休業した保護者の勤め先</p> <p>年次有給休暇とは別途有給の取得が条件</p>	<h3>傷病手当金(健康保険)</h3>  <p>新型コロナ感染などで働けない期間標準報酬日額の3分の2を支給</p>	<h3>窓口</h3> <p>健康保険組合など</p> <h3>誰に</h3> <p>新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者</p> <p>4日目から支給。最長1年6ヶ月</p>
給付金・その他	<h3>特別定額給付金(4月20日時点情報)</h3>  <p>一律1人10万円の現金を給付。所得制限は設けない(3か月以内に要申請)</p>	<h3>窓口</h3> <p>市区町村。ただし申請は郵送やWebが原則</p> <h3>誰に</h3> <p>国籍を問わず令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載された全ての人</p> <p>市区町村からの申請書に世帯主が口座を記載し返送等</p>	<h3>公共料金</h3>  <p>国は3月19日に都道府県等にコロナの影響ある人の公共料金の支払猶予を通知。支払困難なら各料金窓口に相談を</p>	<h3>国民年金・国民健康保険</h3>  <p>コロナで死亡・重症や、収入減少見込みなら、保険料減免の可能性あり(一部所得条件あり) *今後の情報に注意</p>	<h3>未払賃金立替払制度</h3>  <p>倒産した事業者の未払賃金の8割(上限あり)を立替える制度(労基署)</p>	<h3>生活保護</h3>  <p>収入が最低生活費に満たない場合に、生活費、家賃、医療費等を支給(自治体)</p>